

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第25回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成23年1月25日（火） 14:00～16:06

於、第一特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、関口 博正、長田 三紀、
宮本 勝浩

（以上5名）

第3 出席した臨時委員（敬称略）

辻 正次、東海 幹夫

（以上2名）

第4 出席した関係職員等

桜井 俊（総合通信基盤局長）、原口 亮介（電気通信事業部長）、前川 正文（総合通信基盤局総務課長）、古市 裕久（事業政策課長）、犬童 周作（事業政策課企画官）、木村 公彦（事業政策課調査官）、二宮 清治（料金サービス課長）、吉田 正彦（料金サービス課企画官）、野崎 雅稔（電気通信技術システム課長）、川村 一郎（電気通信技術システム課企画官）、岡田 寿夫（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第5 議題

（1）答申事項

接続料規則等の一部改正について【諮問第3026号】

（2）諮問事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（実際費用方式に基づく平成23年度の接続料等の改定）について【諮問第3028号】

イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成23年度以降の加入光ファイバに係

る接続料の改定) について【諮問第3029号】

ウ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(平成23年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定) について【諮問第3030号】

エ 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3031号】

開 会

○根岸部会長　ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会を開催いたします。

本日は、委員6名、臨時委員2名の計8名中7名の委員が出席されておりますので、定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めたいと思います。

本日の議題は、答申事項1件、諮問事項4件であります。

初めに答申事項より審議いたします。

○根岸部会長　諮問第3026号、接続料規則等の一部改正について審議したいと思います。本件は総務大臣からの諮問を受け、11月16日開催の当部会におきまして審議を行い、12月16日まで意見募集を行い、その後に寄せられた意見を踏まえまして、接続委員会において調査検討を行っていただきました。

本日は接続委員会の主査であります東海委員より委員会での検討結果についてご報告をいただきたいと思います。それではよろしく願いいたします。

○東海臨時委員　それでは、接続料規則等の一部改正につきまして、接続委員会における調査・検討の結果をご報告させていただきたいと思います。

本件につきましては、昨年11月16日に、総務大臣より諮問を受けたものでございます。まず始めに諮問の概要について、簡単に申し上げたいと思います。

お手元の資料の25-1、11ページをお開きいただきたいと思います。本件は昨年の9月28日に情報通信審議会より答申がなされました「長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方について」を受けまして、長期増分費用モデルの改修に伴う算定方法の一部変更や、平成23年度の接続料算定に用いる入力値の更新など、関連規定の整備を行うものでございます。

本改正案につきましては、今、部会長からもお話ございましたように、昨年の11月16日から12月16日までの間、意見募集が行われまして、3件の意見の提出がございました。これを受けまして今年18日に接続委員会を開催いたしまして、本改正案並びに提出された意見について検討を行いまして、委員会の考え方を整理したところがございます。その結果、資料25-1の1ページのとおり、報告書を取りまとめたところ

でございます。接続委員会といたしましては、報告書の1に記したとおり、本件接続料規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められるとの報告をさせていただきます。

なお、提出されました意見及びその考え方につきましては、報告書の別添といたしまして、2ページから9ページに取りまとめてございます。その具体的な内容につきましては、総務省よりご説明をいただくことにしておりますので、よろしくお願いいたします。

○吉田料金サービス課企画官　それでは引き続きまして、提出されました意見及びその考え方についてご説明させていただきます。資料の2ページをお開きください。まず意見の1は、改良モデルの適用期間を平成23年度の1年間とするとともに、IP網をベースとした新たな長期増分費用モデルの検討を即時に開始し、平成24年度の接続料算定から当該モデルを適用すべきとの意見です。これはフュージョン・コミュニケーションズ及びソフトバンクグループよりいただいたご意見でございます。これについての考え方ですが、平成22年9月28日付の情報通信審議会答申（以下「情通審答申」）に示されましたとおり、改良モデルを用いた算定方法の適用期間はモデルを取り巻く環境変化等を踏まえ、平成23年度から平成24年度までの2年間とすることが適当である。なお、今後のPSTNを取り巻く環境の変化等を踏まえ、現行の長期増分費用方式を見直す場合には情報通信審議会での審議の過程において事業者から提案がなされた新たな算定方式等を含め、十分な期間を設け詳細な検討を行う必要があるとしております。

続きまして、意見の2は5ページになります。接続料の算定方式の抜本的な見直しに向けた検討を速やかに開始し、改良モデルの適用期間にかかわらず、適宜新たな算定方式を適用すべきとの意見で、これはKDDIからの意見でございます。これに対する考え方といたしましては、情通審答申に示されたとおり、IP網への移行の進展状況等を踏まえつつ、今後の環境変化に対応した接続料算定の在り方について、必要に応じ適時適切に検討を進めていくことが適当であるとしております。

6ページの意見3でございます。平成23年度の接続料算定について、改良モデルの入力値にIP電話のトラヒックを加える方式（PSTN定常方式）を採用すべきとの意見でございます。これに対する考え方ですが、情通審答申に示されたとおり、PSTNとは設備構成が異なるIP電話の需要をPSTNの需要とみなして接続料を算定することは、原価に基づいて算定を行うという現行の接続料を算定の原則に必ずしも則ってい

るとは言い難いことから、平成23年度及び平成24年度の接続料の算定方式としては引き続き長期増分費用方式を用いることとし、その原価の算定には改良モデルを適用することが適当であるとしております。

続きまして、意見4でございます。事業者が入力値について検証を行うことができるよう、全ての情報を公開すべき。これらの情報が機密情報に該当するため公開できないとしても、全ての事業者が選定過程の議論に加わるなどの方法により、接続料算定の透明性を確保すべきとの意見でございます。これに対する考え方ですが、情通審答申に示されたとおり、総務省においては通信料を除くその他の入力値について必要に応じて毎年度の接続料算定時に見直し、可能な限り最新のデータを用いることとすることが適当であるが、その際には引き続き関係事業者の経営上の機密への配慮と透明性・公開性の確保の双方に十分に配慮する必要がある。なお、今回の入力値選定については、長期増分費用モデル研究会で検討及び策定された選定方針に則り実施しているため、透明性も確保され、適切なものであると認められるとしております。

8ページの意見5でございます。社会的コンセンサスに配慮することを前提に、ユニバーサルサービス制度の抜本的な見直しを行い、NTSコストの扱いについて原則に沿うようにすべきとの意見でございます。これに対する考え方ですが、情通審答申に示されたとおり、平成23年度以降のき線点RT-GC間伝送路コストの扱いについては、利用者負担軽減の観点から当分の間、従量制接続料の原価にその100%を算入することもやむを得ないと考えられる。しかしながら、当該コストは、NTSコストとして基本料の費用範囲の中で回収することが原則であり、当該コストの接続料原価への算入は、利用者負担の抑制を図る観点からユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定方法を当分の間変更することに起因するものである。当該コストの扱いについてはユニバーサルサービス制度の在り方と密接に関係していることから、ユニバーサルサービス制度の見直しの動向やその結論等を踏まえて、所要の見直しを適時適切に検討することが適当であるとしております。

続きまして意見6でございます。接続料算定に用いる通信量については、本来は過去実績を用いることが基本。今後、算定方法を見直す際には、通信量の対象期間の扱いも含めて再検討すべきとの意見でございます。これに対する考え方ですが、情通審答申に示されたとおり、改良モデルを適用した長期増分費用方式に基づく接続料算定に用いる通信量については、可能な限り適用年度に近く、信頼性のある予測通信量を採用するこ

とが適当であることから、前年度下期と当年度上期を通年化した通信量を引き続き採用することが適当である。なお、I P 網への移行の進展状況等を踏まえつつ、今後の環境変化に対応した接続料算定の在り方について必要に応じ、適時適切に検討を進めていくことが適当であるとしています。

最後の意見になりますが、意見7でございます。接続料原価算定の原則を踏まえれば、本来は東西別に接続料を設定すべきとの意見でございます。これについての考え方ですが、情通審答申に示されたとおり、改良モデルの適用がN T T 東西間の接続料格差に与える影響はほとんど見受けられないことや、接続料の東西格差に係る社会的要請や公正競争上の影響等について大きな環境の変化があるとは認められないことなどを勘案すれば、改良モデルを用いた算定方式の適用期間である平成23年度及び平成24年度の接続料の算定においても、これまでと同様東西均一接続料を採用することが適当であるとしております。以上が提出されました意見の内容及びそれに対する考え方でございます。

○根岸部会長　ありがとうございます。それではただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

○宮本委員　よろしゅうございますか。

○根岸部会長　はい、どうぞ。

○宮本委員　意見1の考え方でございますけれども、従来のいわゆる接続料のモデルを作った場合、当該モデルは、平均的にはどのぐらいの期間使われているのでしょうか。今回は2年間ということですが、ちょっとお教えいただきたいと思います。

○根岸部会長　お願いします。

○吉田料金サービス課企画官　通常は3年間というのがここ数年の場合、基本でございます。

○宮本委員　はい。どうもありがとうございました。

○根岸部会長　他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい。ありがとうございました。

それでは、東海先生から接続委員会の報告書をいただいております、内容としてはそれと同じものですが、この資料の10ページのところに答申書(案)とありますが、これをとってこのとおり答申したいと思います。ありがとうございました。

それでは、続きまして諮問事項に移りたいと思います。

○根岸部会長　諮問第3028号、N T T 東西のいわゆる実際費用方式に基づく平成2

3年度の接続料等の改定につきまして、総務省から説明をお願いいたします。

○二宮料金サービス課長　それではお手元資料25-2に基づきまして、ご説明申し上げます。まず2ページ目を開いていただければと存じます。本件申請につきましては、専用線等の実際費用方式を適用いたします平成23年度の接続料及びその他手数料等の改定等を行うものでございます。

1枚おめくりいただきまして、主な変更内容でございます。概要でございますけれども、実績原価方式を適用いたします平成23年度の接続料につきましては、平成21年度の接続会計、回線数及び報酬率等に基づき改定をいたしてございまして、全体で前年度比2.9%の減少となっております。その下でございますけれども、今回は平成23年度の接続料算定に当たりましては、平成21年度の実績に基づき接続料を算定した上で、同年度の接続料収入の乖離分について「調整額」といたしまして当該年度の実績に算入しているものでございます。この申請書概要におきまして、特に注記がない場合は、調整額加算後の数値を記載いたしてございます。これは下の絵のとおり、平成19年7月省令改正をいたしまして、平成20年度の乖離を2年後の接続料、すなわち平成22年度の接続料で調整したのが最初でございまして、今回2回目の調整ということでございます。

その下の(1)のところでございますけれども、実績原価方式によりまして改定額及び改定率でございます。これは需要を平成22年度でおいたまま、単金を平成22年から23年度に変更をいたした上で計算した影響度合いを比較する資料でございます。ご覧いただきますとおり、東日本全体で4.8%の減でございますが、そのうち中継ダークファイバにつきましては32.1%の減、ドライカップ8.8%。西につきましても中継ダークファイバ、26%、ドライカップ、3.6%。こういう低減が見られているところでございます。

(2)でございます。平成23年度の主な接続料と現行接続料の比較でございますけれども、こちらにおきましてもドライカップ並びに中継ダークファイバにつきましては東西ともに接続料が低廉化をいたしてございます。その他のラインシェアリング、高速デジタル専用線等々につきましては、東西で上昇、下降ばらばらというような状況でございます。

次のページでございます。回線管理運営費の算定でございます。回線管理運営費につきましては、平成16年度から平成22年度までの再計算におきまして、サービスごと

に接続料を設定いたしますと料金水準に大きな差が生じるという状況でございましたので、回線管理に係る原価を各サービスごとに算出するというのではなく、ラインシェアリングとそれ以外の役務において管理事務の内容が異なるということを踏まえまして、全役務共通の費用、ラインシェアリングのみで発生する費用、ラインシェアリング以外でそれぞれ発生する費用ごとにそれぞれ単金を算出いたしまして、それに基づいて回線管理運営費を設定したところでございます。この状況につきましては平成23年度におきましても当てはまることとなりますので、同様の方法により算定をいたしてございます。結果でございますけれども、光ファイバの回線管理運営費が下の黄色の帯でございますが、東96、西191が平均化をすることで42円、60円と低廉化が図られているところでございます。ラインシェアリングについてはほぼ同じというところかと思えます。

続きまして公衆電話発信機能及びデジタル公衆電話発信機能の算定についてでございます。公衆電話機能の接続料原価につきましては、当該機能に係りますNTSコストを段階的に加算することが可能とされておりまして、平成21年度以降は100%の加算が可能となっております。他方、NTSコストのうちの、き線点RT-GC間伝送路費用につきましては、加入者交換機能の接続料原価への段階的な算入が可能となっております。平成23年度にその全額が算入されるとされておりまして、それ以外のNTSコストを公衆電話機能の接続料原価に加算をして算出をしているところでございます。結果につきましては、その下の表のとおりでございます。公衆電話発信機能、デジタル公衆電話発信機能いずれも上昇してございます。

その次でございます。貸倒率の改定についてでございます。接続料債務の不履行リスクの扱いのうち、管理部門において発生をいたします貸倒損失の扱いにつきましては、平成18年度接続会計以降、接続料原価の一部に算入をすることとされております。その算定方法につきましては下の式のとおりでございますが、平成23年度の接続料につきましては、平成21年度にNTT東西において貸倒実績が発生しなかったということでございますので、貸倒率がゼロとなりまして、貸倒損出算入後の接続料原価は貸倒算出、算入前の原価と同じというところでございます。

それからその下のところに、土木設備の耐用年数等の見直しについてという文字で書かれている部分がございますけれども、これは今回のヒストリカルな接続料の算定に当たりまして、全体に影響を及ぼす可能性のあるものでございまして、土木設備の耐用年

数につきまして、平成20年度以前の取り扱いと、平成21年度以降の取り扱いが変わっております。耐用年数を従来27年であったものを50年に延期をいたしますとともに、残存価格につきまして取得価格の5%で償却打ちどめのところをゼロ円まで償却をするということでございます。これによりまして、土木設備（管路、とう道、マンホール）の設備を使いますサービスにつきまして、その接続料の低下が見られるところでございます。NTT東西におきましてこの影響をざっくり申し上げますと前者で東が200億円程度、西が110億円程度でございます。

以下、参考各機能の主な接続料につきましては、説明を省略させていただきますが、8ページをご覧くださいと思います。工事費・手数料及びコロケーション料金等でございます。工事費・手数料の算定に用いられる作業単金でございますけれども、これは平成22年度に比べまして若干増加をしております。この理由は退職給与費が上昇したこと、その構成要素といたしまして、年金数理差異がございます。リーマンショックの後の年金数理差異を補うために、平成21年度の退職給与金に上乘せをするということが生じた結果、若干上昇しているものでございます。（2）光屋内配線に係る工事費の改定でございますが、これは直近平成22年に接続約款に規定されたものでございますけれども、屋内配線を新設する場合、転用する場合、いずれも微減をしているところでございます。（3）でございます。実績に応じた作業時間の変更でございますが、シングルスター方式の加入光ファイバの融着接続工事費につきまして、試算による作業時間を用いて、平成22年度算定したところでございますけれども、今般作業実績を把握いたしまして、その作業時間が若干減っておりますので、その影響で料金額も減少しているという状況でございます。

それから管路・とう道等の料金の改定でございますが、管路・とう道につきましては先ほど申し上げた土木設備の減価償却の見直しによりまして、低廉化がかなりいっております。また土地・建物についても同様低廉化が行われております。電柱使用料の改定についても同じく低廉化が図られているところでございます。

その次のページでございます。個別負担の接続料でございますが、網改造料等の算定に用いる諸比率でございます。（1）の取得固定資産価額の算定に係る比率につきましては、以下のとおりでございます。それから（2）でございますが、網改造料の計算の際に用いられまます設備管理運営費の比率につきましては、その類似のアンバンドル機能における設備管理運営費を用いることとされておきまして、その比率がこのものでござ

います。(3) 電力設備に係る取付費比率及び設備管理運営費比率でございますけれども、これはコロケーションを利用するときの契約において用いられるものでございます。

以上、結果、接続料の概要は以上のとおりでございます。これを踏まえまして審査結果、別紙2でございますけれども、まず2項目め、機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていることにつきましては、適と考えられます。6番目、他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道、もしくは電柱等に設置等する場合における金額等が適正かつ明確に定められていることにつきましては、接続料の原価の算定方法に準じて計算されておまして、適正かつ明確に定められていると認められるということで適でございます。8項目め、接続に係る業務を行う場合の原価に照らし、公正妥当な金額が適正かつ明確に定められているということにつきましても同様の理由によりまして、適でございます。次のページでございますが、16項目め、原価に照らし公正妥当なもの。これも適。以下17、18項目いずれも記載が認められないことによりまして適でございます。こういうことを踏まえまして1ページ目にお戻りいただきますが、諮問書2段落目、これらについて審査した結果、いずれも適合していると認められる。よって認可することとしたいということで諮問させていただいているところでございます。

続きまして、これに関連いたしまして参考資料、接続料と利用者料金との関係についてをご覧ください。これはいわゆるスタックテストと申しまして、市場メカニズムが有効に機能している場合に小売料金はコストに適正利潤が乗せられたものになるということから、接続料の妥当性を検証するため、平成11年から行っているものでございます。具体的には大きくりの区分ごとにNTT東西が検証・公表いただくとともに、優先順位の高いサービスにつきましては、行政当局が接続料を認可する際に接続料と利用者料金との関係について妥当性を検証し、審議会に報告するというものでございます。これにつきましては平成19年3月総務省スタックテストガイドラインを策定し、それに基づき実施をしているところでございます。

まずNTTが実施するスタックテスト検証区分1ページ下のとおりでございます。総務省において実施するスタックテストにつきましては、2ページ目真ん中2の四角のところにおいて3つの傾向のあるものを基本といたしまして、総務省が毎年度決定をいたしております。その検証方法につきましては、営業費相当分と営業費の基準値との関係の検証につきましてはサービスブランドを単位、大きくりで実施いたしまして、その際の基準値は利用者料金収入の20%というものでございます。また、これにあわ

せまして個々のサービスメニューごとに利用者料金が接続料を上回っているか否かについて、検証を行ってございます。その検証結果につきましては、2ページ目以降でございまして、ご覧いただきますと東のメガデータネットの基準値の検証のところのみバツがついております。3ページ目でございますが、これを踏まえた考え方でございますが、Bフレッツ、フレッツ・ADSLにつきましては全てのサービスメニューにおいて利用者料金が接続料等を上回っており、営業費相当分は基準値を上回っているため、接続料が不適正であるとは認められないと。これはBフレッツ、フレッツ・ADSLともにてございます。メガデータネットのNTT西日本についてもそうでございますが、東については若干分析をしております、一部のサービスメニューにおきまして利用者料金が接続料等を下回っており、営業費相当分も基準値を下回っていたため、ガイドラインに従いましてNTT東西に説明を求めたところでございます。平成21年度の接続料収入が実績費用を下回り、その差分が調整額として接続料原価に加算されたこと、さらにはメガデータネットの需要減に伴い発生する不要装置の除却等によるコスト削減に努めているけれども、それ以上に需要の減少率が拡大する傾向にあり、1回線当たりのコストが増大したこと等によりまして、接続料が上昇したものであるという回答をいただいたところでございます。この点につきましては、調整額を算入する前の営業費相当分は20%を超えており、調整後でありましても10%以上の営業費相当額が存在しているということ、それからメガデータネットは他の代替的なサービスとの間で実質的な競争が進展をしているということを鑑みまして、直ちに不当な競争を引き起こすものであるとまでは言えないということでございます。この限りにおきまして、平成23年度の接続料については妥当なものであると判断をしたところでございます。説明は以上でございます。

- 根岸部会長　　ありがとうございます。それではただいまの実際費用方式に基づく平成23年度のNTT東西の接続料等の改定につきまして、この審査結果を踏まえまして認可することとしたいということでありまして、この点についての諮問でございます。それから今いわゆるスタックテストの関係につきましても説明をいただきました。どうぞ、ご質問なりご意見がございましたらお願いいたします。はい、お願いいたします。
- 東海臨時委員　　毎年この実際原価方式の接続料改定の問題で、データを拝見して説明を受けますと、どうしてもやはり公衆電話の問題が気になっておりまして、スタックテストの結果においてもそういった形が証明されていると。そういったというのがこうい

う形で算定していくことをいつまで続けるのかなど。今回の23年度の改定についてどうこうということはとても今議論することではないとは十分承知をしておりますけれども、国民のユニバーサルサービスとしての機能も含めて、公衆電話の在り方という問題については、やはり本質的にどこかできちっと整理をするべき時期がかなり近づいているような気もしないではないのですが。そのためには利用実態をしっかりと踏まえるということ、あるいは国民の意見を踏まえるということが大事だろうと思いますので、今気がついたところで発言しておりますけれども、少し時間をどのぐらいかけるかは別にいたしまして、行政におかれてはそういった向きの調査なり、データ収集をしていただければいいのではないかという気持ちを持っているところでございます。

○根岸部会長　ありがとうございます。もし行政のほうで何かご発言いただけることがありましたらお願いいたします。

○二宮料金サービス課長　ただいまのご指摘をいただきました公衆電話についてでございますけれども、この公衆電話については大きく2つ論点があるかと思っております。1つはそもそものレガシー系のサービス、つまりIP化等が進む中で、トラヒックがどうしても減少する結果、接続料が上昇傾向にあるといったレガシー系の接続料全般にかかわる問題があると思います。もう1つはご指摘のとおりユニバーサルサービスの対象でございますので、これがブロードバンド化をしていく中でどういった位置づけになるのかという点について考えていかなければならないということだと思います。前者につきましては、昨年度の審議会の答申の中でも今後の接続料水準を注視しながらユニバーサルサービス制度の在り方との関係にも配意しながら、必要に応じ接続料算定の在り方について検討を行うことが適当であるという趣旨の答申もいただいております。これを踏まえまして、適時適切に対応してまいりたいと思います。またユニバーサルサービスにつきましても先般の情通審の答申におきまして、移行期におけるユニバーサルサービスの在り方について公衆電話についても一定の整理が行われているところでございますので、それを踏まえまして適時適切に検討させていただきたいと考えております。

○根岸部会長　東海委員、それでよろしいでしょうか。

○東海臨時委員　結構でございます。

○根岸部会長　今の問題に関連してでも結構ですし、公衆電話の話はよろしいでしょうか。長田委員も。そうですか。じゃあ、他にいかがでしょうか。よろしいですか。はい、どうぞ、お願いします。

○関口委員　今回の実績原価の中では、3ページを見てもドライカップ接続料をはじめとして、ドライカップのタイプ1-1をご覧いただくとわかるんですが、東の場合、1,394円から1,272円。西の場合、1,391円から1,343円という形で大幅に下がっているわけですね。これについては、1つ大きな要因としては土木設備の耐用年数を見直したことによって減価償却費が圧縮されたということが非常に大きくきいているとは思うんですけども、今後これがどのぐらいこの費用削減効果が効き続けるかについてご確認をさせていただきたいと思っております。というのは、昨年度事業者が連合して、このドライカップ接続料については昨年度まで継続的に上がるという見通しが立てざるを得ないと。しかもそれはトラヒックの減少によるものだから、継続的に今後上がり続けるのではないかという懸念もあって、大きく取り上げられたわけですね。今回このように下がったという結果で、ほっと胸をなでおろしている状態ではあるんですが、この償却の影響がどこまで続くかによってはまた改めてこのトラヒックの減少のほうがかいてきて、ドライカップが上昇に転じるリスクはどこかのタイミングで見えてくるわけですね。そのときにあわせてというか、またそれが反転したときに慌てても仕方がないということでもあるので、そのドライカップについてはこの算定方式についても一度しっかりと見直してみるという必要があるかと思うんですが。

○根岸部会長　はい。ありがとうございます。もし何かご発言いただけることがありましたら、お願いいたします。

○二宮料金サービス課長　関口先生のご指摘のとおり、確かに減価償却費の削減につきましては、今回の特殊な要因ということなのかと思います。したがって、これだけではレガシー系の接続料の増加傾向については必ずしも歯どめがかかるということではないんだろうと思いますので、引き続きましてさまざまな総合的な検討を進めて、こういった接続料の在り方については引き続き検討してまいりたいと思っております。

○根岸部会長　よろしいですか。

○関口委員　はい。ありがとうございます。

○根岸部会長　他にいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、本件につきましては、審議会の議事規則の規定に従いまして、諮問された内容を報道発表する他、広く意見の募集を行うということにいたします。本件に係る意見招請は2回実施するというところで、本件が、次の議題と関連しているということを踏まえまして、平成22年度中に議論を深めるということが各接続事業者等の利益につながると考えられますので、1回

目の招請期間は2月17日木曜日までといたします。また、提出された意見を踏まえまして2回目の意見招請を行いましてから、また接続委員会において調査・検討いただくということになります。最終的にそれを受けた後で、当部会として答申をまとめるということにいたしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

はい。ありがとうございます。それではそのように決定したいと思います。ありがとうございました。

○根岸部会長　それでは次の諮問第3029号、NTT東西の平成23年度以降のいわゆる加入光ファイバに係る接続料の改定につきまして、総務省から説明をお願いいたします。

○二宮料金サービス課長　それでは資料25-3に基づきまして加入光ファイバ接続料につきましてご説明申し上げたいと思います。それでは、資料をおめくりいただきまして2ページをご覧ください。まず申請概要の冒頭に、申請の諮問に当たってということで、1ページ書かせていただいております。加入光ファイバ接続料の算定方法につきましては、今回の申請に先立ち、昨年12月「光の道」構想実現へ向けての取りまとめ、並びに「光の道」構想に関する基本方針が公表されているところでございます。それぞれ次のような考え方が示されております。

まず取りまとめのほうでございますが、加入光ファイバ接続料算定の在り方については、競争事業者の算入促進による料金の低廉化・サービスの多様化を推進し、光サービスの利用率向上を図る観点から総務省及び関係事業者において、分岐回線単位での接続料設定を含め、平成23年度以降の接続料算定方法の見直しに向けた具体的な検討を開始することが適当であるとされております。また、基本方針におきましては、加入光ファイバ接続料についてその低廉化に向け、総務省及びNTTにおいて平成23年度以降の接続料算定方法の見直しに向けた具体的な検討を早急に開始し、年度内を目途に成案を得るとなっております。

これにつきましては、2015年ごろを目途といたしまして、全ての世帯におけるブロードバンド利用の実現を目標といたします「光の道」構想の実現に向けて、超高速ブロードバンドのインフラ整備率が90%を超える中で利用率が30%強という現状や、FTTH市場におけますNTT東西のシェアが依然上昇傾向にあるということに鑑みまして、設備競争への影響等への一定の配慮を行いつつもアクセス網のオープン化を進め、接続料の低廉化を図り、今後のFTTH市場の活性化を図ることが極めて重要との認識

に基づくものでございます。

他方、NTT東西からの今般の申請におきましては、シェアドアクセス方式に関しまして、分岐単位接続料の設定はなされておりません。これまでどおりの1芯単位での接続料が設定されているところでございます。

分岐単位接続料設定の有無につきましては、料金の低廉化やサービスの多様化などに対し、大きな影響を与える可能性があることを踏まえ、その設定の適否を含めまして慎重に検討した上で、今回の申請の適正性について判断することが必要と。

以上のことからより客観的かつ中立的に判断を行うために、当審議会に対しまして認可の適否を示さないで諮問を行いまして、意見招請等を含む多角的な調査・審議をお願いするものでございます。これは今回加入光ファイバ接続料の申請に当たりましての事務局としての考え方でございます。

ページをめくっていただきまして、主な変更内容でございます。平成23年度以降の光ファイバの接続料の概要でございます。加入光ファイバにつきましては、今後も新規かつ相当の需要の増加が見込まれるサービスでございますので、平成23年から25年までの3年間各年度ごとの需要や費用を予測して算定するいわゆる将来原価方式を用いているところでございます。今回の申請案におきまして、光信号端末回線伝送機能いわゆるシングルスター方式及び光信号主端末回線伝送機能いわゆるシェアドアクセス方式に係ります平成23年度以降の接続料につきまして、ご説明したいと思います。

まず、でき上がりの数字でございますけれども、その下の四角でございます。NTT東日本、西日本いずれもシングルスター方式が平成25年度段階で30%程度、東27%、西31%の低減でございます。シェアドアクセスにつきましては29%、31%というものでございます。今回の接続料の算定に当たりましては、従来の将来原価方式の平均的な期間の料金ではなく、各年度ごとに低減する形での料金設定になっているところでございます。

1ページおめくりいただければと思います。まずシングルスター方式の接続料の算定についてでございますが、これにつきましては大きく光ファイバ、FTM、加算料の3つの要素から構成されております。それぞれにつきまして、需要と費用の予測値から算定をされております。今回の算定におきまして、従来の算定方法と同様な形で各年度のフレッツ光サービスの契約数等から予測をいたしました需要の算定。これが第1ステップ。第2ステップがフレッツ光のエリア展開・設備投資額等から予測した設備コストの

算定。3番目が施設設置負担金に相当する加算料コストの算定でございます。これをそれぞれ行った上で、さらに現行の接続料認可の際に特例的に認められております20年～22年に生じた乖離額の調整を行うことによりまして、最終的な接続料が算定されるというものでございます。

まず、需要の予測の方法でございますけれども、需要の要素にも3つございます。フレッツ光需要。いわゆるNTTの需要でございます。ダークファイバ需要。いわゆる他事業者の光ファイバの需要でございます。それから専用線等の需要でございます。

まず、フレッツ光につきましては、フレッツ光の各年度末の契約数を予測いたしまして、その上でその契約数に対し、サービス提供するために必要な芯線数を算出するという過程を行っております。具体的には東におきましては平成22年度の事業計画と同数の毎年125万契約の純増、西につきましては85万契約の純増を予測しております。その結果、年度末の契約数も含めて表にしたのがその下の表でございます。その上で、フレッツ光ファミリータイプについては8ユーザーで1芯、マンションタイプはその規模に応じて8、16、32ユーザーごとに1芯、ベーシックタイプは1ユーザー1芯ということで、芯線数を算出いたしております。

ダークファイバの需要につきましては、シングルスター方式とシェアアクセス方式で分計をしておりますけれども、まずシングルスター方式につきましては、平成19年度から21年度の間における芯線数に係る平均純増数、これは東西ともに4万芯/年でございますが、これと同じだけ22年度以降の芯線数が増加するものと予想しているところでございます。他方、シェアアクセスにつきましては、フレッツ光ファミリータイプの平成21年度末の芯線数に対するシェアアクセス方式の芯線数の割合、現状東1.4、西0.4でございますけれども、これをもとにシェアアクセス方式の直近の伸び率を勘案いたしまして、毎年上乘せした割合を乗じて算定しているものでございます。

専用線につきましては、低減傾向でございますので、過去3年間の純減数と同じだけ減少すると予想しているものでございます。

以上のステップを踏みまして、稼働芯線数を下の表のとおり東西の芯線数が各年度ごとに計算されているところでございます。

続きまして、設備コストの予測方法でございます。今回の申請案におきまして、光ファイバ及びFTMのコストにつきましては、平成21年度の接続会計における設備管理運営費をベースに、フレッツ光のエリア展開、契約数の増、ダークファイバの需要増を

料がこうすることで上昇に転じるということを守る観点から、平成23年度及び24年度の2年間にかけて算入するという事としております。その算入の仕方は下の表のとおりでございます。

次のページでございます。以上を踏まえましてシングルスターの接続料の算定でございます。2) で予測いたしました光ファイバとFTMに係る各接続料原価を需要で割りまして、さらに加算料と乖離額を加えることで計算をするものが下の表のとおりでございます。以上、シングルスターの算定方法でございまして、以下、シェアドアクセスの接続料についてご説明を申し上げます。

この算定方法につきまして基本的には同様でございますが、2つ違いがございます。1つはシェアドアクセスにつきましては、主回線に係る費用のみが接続料原価に算入され、引込線に係る費用は算入されません。また局外スプリッタに係る接続料につきましては、これは加算をするという2つの差異がございます。需要の予測方法につきましては、シングルスターと同様でございます。設備コストの予測方法につきましては、光ファイバ分については、引込線部分を除いた設備に係る設備管理運営費をベースにいたしまして、フレッツ光のエリア展開さらには取得固定資産価額の伸び率を乗じるなどいたしまして、算定したものでございます。FTMにつきましてもシングルスターと同様ということでございまして、その結果、設備コストが下の表のとおりでございます。

それから施設設置負担加算料の算定につきましても、基本的には同様でございますけれども、これをシェアドアクセス分として相当する部分を乗じて算定をしているところでございます。乖離額の算定につきましても、下の絵のとおりでございまして、主回線部分とFTMに係る乖離額のみを加算するという考え方で案分をした結果が下のとおりでございます。

それから次のページでございます。以上を踏まえまして、シェアドアクセス方式の接続料は下の表のとおりということでございます。

それからシェアドアクセス数の局外スプリッタから先の宅内に引き込む光信号分岐端末回線に關します加算料についてでございますが、これは実績原価方式により算定をされておりまして、平成23年東310円、西354円、いずれも低廉化をしているところでございます。

以上、接続料の算定の方法につきましてご説明いたしました。ここで乖離額調整の制度につきましてご説明を申し上げたいと思っております。12ページでございます。乖離額

調整制度、今般N T Tの申請の中で各年度における費用の実績値と収入の実績値の差額につきまして、翌々年度以降の接続料原価に算入することを内容とする乖離額調整の制度が以下のとおり規定をされているところでございます。まず、調整するタイミングにつきましては、下の絵のとおりでございまして、平成23年度以降毎年接続料収入の実績値が判明するたびに速やかに調整を行うということで、具体的には平成23年度分の接続料収支が24年度に判明した場合に速やかに24年度中に差額を25年度の接続料に反映させるための調整を行うというものでございます。さらに年を追うごとに2年おくらせて接続料に反映されるという仕組みでございます。調整する額につきましては、接続料収入の実績値と接続料原価の実績値の差額でございます。

この申請の内容につきまして検討を進めてまいりますけれども、まず現行接続料の規則におきます位置づけでございまして、将来原価方式における乖離額は接続料規則上、0と規定をされておきまして、乖離額調整制度は認められておりません。これは将来原価方式におきまして、申請者であるN T T東西が自らの経営情報や経営判断等に基づき、接続料原価を算定するとともに、将来の合理的な需要の予測値を用いて接続料を算定するとされておきまして、予測と実績の乖離が事後的に発生した場合は予測を行った申請者が自ら責任を負うべきものとの考え方に基づくものでございます。このため、接続料規則第3条に基づく特別の許可を求める申請が今回の申請案と併せて提出をされているところでございます。N T T東西からは将来原価方式は一定の予測に基づく算定方法であり、実際の実績原価、需要は今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向、他事業者の営業戦略等により変化するため、構造上予測との乖離が不可避であるということ踏まえると、本来、将来原価方式にも乖離額を調整する仕組みが必要であるということと、また特にI Pブロードバンド通信市場においては、技術の変化、市場・競争環境の変化が激しく、予測と実績が大きく乖離する可能性があるということを考え、今回乖離額を原価に算入した接続料金が申請されたものでございます。

なお、これにつきましては、先般この接続料の現行接続料の認可に当たりまして、検討が行われておきまして、乖離額調整制度が特例的に認められているという状況でございます。その際の指摘の見解、下に3つ並べてございましてけれども、まずN T Tの当初の申請案につきましては、事業者間競争が活発に展開される可能性を考慮しておらず、特例的に導入するに足る他事業者のリスクを想定した予測とは認められないとした上で、F T T H市場において、東西のサービスシェアが70%を超えている状況などを踏まえ

まして、F T T Hサービスの提供コストを低廉化し、もって事業者間競争を促進するという政策的要請を踏まえ、他事業者による活発な事業展開を考慮した需要予測を行うことが適当であるとしております。また、上記政策的要請を踏まえまして、ダークファイバ需要予測の見直しを行う場合、予測と実績が乖離した場合の乖離額をN T T東西のみに負担させることは適当でないということで、接続事業者を含めて公平に負担する乖離額調整を行うことを特例的に認めたものでございます。

こういった背景に基づきまして、恒常的な乖離額調整制度を将来原価方式に導入することについての検証でございますけれども、これにつきましては下線にございますとおり、予見可能性、公平性、コスト削減インセンティブの各点から検証を行うことが適当であろうと考えております。予見可能性の観点につきましては、将来原価方式につきましては、適用期間中の費用・需要の予測が実績と異なることが予想される場合、接続料を変更すべき合理的な理由があるときに限り、接続料の変更申請を行うことが可能でございます。ただし、算定期間経過後に事後的に乖離額を調整することは認められておりません、この限りにおいて接続事業者の予見可能性は一定程度担保されていると考えられます。

仮に乖離額調整制度を導入した場合には、事後的な追加負担を求められるような可能性がございますので、接続事業者にとっては経営上の不安定要因となり、予見可能性を損なうおそれもございます。その一方で乖離額の調整は必ずしも追加的な負担を生じるというものばかりではございませんで、実績需要が予測需要を上回った場合には、負担を軽減する方向にも働き得るというものでございます。以上から恒常的な制度を導入する必要があるかどうかを検討するに当たっては、他律的要因による乖離が発生する可能性、乖離額の大小という観点から、接続事業者の予見可能性を損なうことがないか検証することが必要と考えられます。

また、公平性の観点につきましては、乖離額調整を行いますと、乖離の起因者と負担者が必ずしも一致しないということでございまして、時限措置から恒常的な制度と位置づけが変わる場合にはこのようなケースが恒常的に生じる可能性がありますので、できる限り調整対象となる乖離額は抑制する方向が適当であり、負担の公平性の観点から適当か否かについて検証する必要がございます。なお、乖離額調整制度を導入しない場合は乖離額は全てN T T東西が負担することになるという指摘も留意をする必要があると考えられます。

続きまして、コスト削減インセンティブの観点でございます。費用面から見て効率的な業務運営を行うインセンティブが損なわれないかどうか、この点についても検証が必要と考えられます。現行接続料算定期間における加入光ファイバコストの推移は下の表のとおりでございます。3年間の総額で見た場合には東西ともに実績費用が予測費用を下回っているという状況でございます。他方、稼働芯線数につきましては、次のページの表のとおりでございますが、実績値が予測値を大きく下回っているため、当該芯線数の減少に応じたコスト削減がなされるかという点に着目した検証を行う必要があると考えられます。以上、乖離額を制度として採用するとした場合の検証ポイントでございます。

続きまして、本件個別のケースといたしまして、本申請における乖離額調整の必要性等の検証をいたしてございます。今回の申請案に盛り込まれた乖離額調整の必要性につきましては、本申請における需要予測の見積もりが乖離額調整制度を特例的に認めるに足るものかどうか、さらには具体的な乖離額の調整方法が妥当か否かという観点から検討をする必要があると思われまます。

需要予測の評価につきましては、フレッツ光契約数の実績値と予測値は以下のとおりでございます。NTT東西におきましては、単にこれまでの利用状況や市場動向を踏まえるだけでなく、電気通信市場全体の今後の環境変化等も予測し、ダークファイバの需要も含め、積極的な需要増加を見込むということで接続料の低廉化を図っており、また乖離額調整の導入と相まって需要拡大インセンティブが働くと述べているところでございます。こういった需要予測の適正性につきましては、「光の道」構想や競争事業者における近年のダークファイバ利用動向も踏まえまして、さらなる検証を行った上で判断をする必要があろうと考えられます。

また乖離額の調整方法の妥当性でございますけれども、調整の時期につきましては現行は一括3年間分を調整するというようにしておりますけれども、今回は各年度ごとに調整するというようにしております。各年度分について速やかに調整を行うということでございますので、接続事業者の予見可能性を確保しているという見方も可能と考えられます。また、急激な変動の回避についてでございますけれども、接続料水準に急激な変動が生じるおそれがあるときにつきましては、複数算定期間に分けて、接続料原価に加えるなどの激変緩和措置も講じられているところでございます。

以上を踏まえまして、今回申請されております乖離額調整につきましては、現行接続

料規制における制度趣旨を踏まえつつ、予見可能性、公平性、NTT東西のコスト削減インセンティブ、具体的な乖離額の調整方法等を勘案いたしまして、その適否を判断することが適当であり、意見招請結果等を踏まえて行うことが適当であるとしているところでございます。

以上、光ファイバ接続料の説明でございますが、参考といたしまして、先ほど行いましたスタックテストについてでございます。この加入光ファイバのスタックテストにつきましては、Bフレツ、フレツ光ネクストを行うこととしておりますけれども、いずれもBフレツにつきましては、先ほどのヒストリカルの接続料の算定の中で、またフレツ光ネクストにつきましては、この後にご審議いただきますNGNの接続料の中で検証を行っておりますが、接続料が不適正であるとは認められないという結論となっているところでございます。

それから参考資料2でございます。今回この諮問につきましては、認可の適否を示すことなくご審議をお願いするというところでございまして、従来の審議に加えましてより詳細で十分にご審議をいただきたいと考えております。つきまして今後のスケジュールでございますけれども、まず1月25日から2月17日まで意見招請を実施をいたしまして、その後二次意見募集を行う。2回接続に関しますパブリックコメントを実施するというのは従前のおりでございますが、1回目を通常1カ月のところ3週間に短縮をした上で審議を尽くすということでございます。1次パブリックコメントの終了後に合同ヒアリングを開催をいたしまして、それを踏まえまして複数回接続委員会でご議論をいただき、情通審の答申といたしまして3月下旬を目途にご答申をいただければと考えているところでございます。以上説明でございました。

- 根岸部会長　ありがとうございます。それではただいまのご説明につきまして、どうぞご意見、ご質問をお願いいたします。お願いいたします。
- 東海臨時委員　今日の議題は皆、23年度の接続料算定の改定の問題に係っているという理解でお聞きをしておりましたが、先ほどの実際費用方式に基づく問題は基本的にはこの審議会での議論の伝統的な方法、つまり大きな制度の枠の中でこれを考えていけばいいという形であったのですけれども、今お聞きした光ファイバに係る接続料の改定の問題、同じく23年度に向けてですから、もうあとわずかな期間しかないわけなんです、ここに書かれた課題はかなり大きな判断をしなければならないということで、少し重たいものをこれから進めていかなければならない。最後にスケジュールを少しお

話しいただいたので少し安心をしてきたところもありますが、いずれにしても短期間のうちに非常に大きな問題をやっていかなければならない。それほどにやはり光の問題は現在の環境の中では大きな課題として投げかけられているのかなと今感じているところでございます。NTTの申請も従来型の将来原価方式であれば、3年なら3年の間一律の申請をしていくところを、段階的低減という新しい方法を提案してきている。これはかなり前向きな向きとしてはよい方向だろうと思うわけですが、逆に言うとこれについてそういう低減の率がおおのこの年度において適正かどうかについては、それなりにしっかりとしたデータを見せていただいて検証していかなければならないという課題もそこにあるだろうと思います。

それからもう1つ大きな制度変更は、もともと将来原価方式においては乖離については修正しないというのが基本であって、もちろん特例もありますけれども、基本であって、その理念がこれまでの判断基準になっていたところですが、今回の場合においては逆に非常に実際費用方式に近くなるような乖離額調整を大々的にといてまいりましょうか、かなり大きく導入するという判断もしなければならぬということかなと思っております。そんな意味で従来型の情郵審とまいりましょうか、この審議会の議論とは少し趣の違った形で制度変更も議論の中に入れて判断しろといった諮問と、今お聞きしたのですが、基本的にそういう姿勢と理解してよろしゅうございましょうか。

○根岸部会長 はい。では、お願いいたします。

○二宮料金サービス課長 ただいまの東海先生からご指摘いただいたとおりでございまして、今回の諮問におきましては、今ご指摘の課題に加えまして冒頭申し上げました分岐の話もさらにご議論をいただきたいと思っておりますけれども、幅広く関係者の意見も聴取をしていただいた上で、その差異の適否を含めまして場合によれば制度改正に至る結論となり得るといった課題といたしましてご審議をいただければと考えています。

○根岸部会長 はい。どうぞ。

○辻臨時委員 大部分の問題は東海委員が言われましたが、言われていないのが分岐の問題ですね。これは光ファイバ始まって以来の課題でしたが、これを私どもの方で解決しなさいという非常に大きな問題をいただきました。これは総務省側としては白紙のスタンスで望まれておられるのですか。もしそういうことであれば、単に伝統的な検討方法ではとても間に合いませんから、それなりのデータ、考え方、それに東海委員もおっしゃっておられました日程ですね、このような中で我々が判断できるのかどうかという

点もあります。これは、総務省側というのは本当に意見なしで、我々が右と言ったら右、左となれば左というような意味合いで諮問されているのですか。

○二宮料金サービス課長　今回の諮問については現時点のNTTの申請の中に分岐の接続料の算定が入っていないという現状がございます。これについては先ほどもご説明したとおり、タスクフォースの取りまとめ等においても、算定方法については検討するという宿題をいただいております。したがって、私どもとしてはそこはこの審議会の過程の中でしっかりとご審議をいただきたいと思っております。実はこれはさきの情通審の諮問の中で、一定の整理は既にできております。その意味では接続委員会でもしっかりとご議論いただき、各事業者の考え方とか、データも含めてある程度のことが私どもも持っておりますので、この審議の過程で、それをベースにさらに審議を深めていただくということかと思っております。したがって、全くゼロベースからお願いするというよりはむしろ、今まで積み上がっているものをさらに深掘りをしていただくという意味でご審議をいただければと思っております。

○根岸部会長　辻先生、よろしいですか。

○辻臨時委員　今までの積み上がっているものというのが少しよくわかりませんが、大体おっしゃられることはよくわかりますので、大分安心いたしました。

○根岸部会長　それでは酒井委員、どうぞ。

○酒井部会長代理　今の問題の中で、多分分岐の問題というのは結構技術論に近いところがありまして、これが技術的にできないことはないけれども、容易なのかどうか、それをするのがほんとうにビジネス上必要なのか、あるいは将来の開発についてどういう影響を与えるかというところですので、検討する内容自体がちょっと違ってくると思うんですけども。ただいずれにしてもこの短期間でやらなければいけないことは事実ですので、過去の検討を踏まえて、それから変わっているのかどうか、そういったところをちゃんと聞いていかなければいけないのではないかと思っております。

○根岸部会長　ありがとうございます。他いかがでしょうか。どうぞ。

○関口委員　ちょっと話題は変わるんですが、乖離額調整制度の箇所について1点お伺いしたいと思います。先ほど東海委員がご指摘されましたように、今回の申請概要を拝見しますと、各年度ごとの補正というのは先ほどの資料25-2の3ページにあるように、実績原価方式での乖離調整と形としてはすごく似ているわけですね。ですから形として平仄をとるという面で見ると、これは一定の評価はし得るんだろうとは思うん

ですが、ただここでの既に指摘されていますように公平性の観点ですとか、幾つかの視点でこれから詰めなければいけない課題であるというご指摘もそのとおりだと思うんですね。ここで指摘されていない点について1点確認させていただきたいのは、加入光については将来原価方式をとることが現状では採用されているわけですが、いずれにしても遠くない将来に需要が安定してきたときに、実績原価方式に戻ることはあるのだろうかということについてちょっと懸念を持っておりまして、もしそのような制度変更、将来原価方式から実績原価方式に方式が変わるようなことがもしあるのだとしたら、接続料規則の規定の先ほどの指摘のあった本則規定を適応せず例外規定を維持し続けるのか、本則のほうを変えてしまうのかという意味で、12ページのほうですね。12条の2の第1項をそもそも変える必要が出てくるのか、あるいはあくまでも3条に基づく特別の認可でとどめるべきなのか。あるいはこれを認めないという選択もあるかもしれないけれども、そのあたりについて、今回のいただいた申請概要、それからご説明の中では、計算方式について将来原価方式から実績原価方式に変わる可能性についての言及はなかったものですから、これについて将来的な見通しがどうなのかについて教えていただければと思います。

○根岸部会長 はい。では、お願いいたします。

○二宮料金サービス課長 はい。将来原価方式につきましては、制度上新しいサービスで需要の伸びが見込まれるといったものについて、過去を振り返ってコストを設定するよりも、むしろ将来の需要も含めて低廉化も進みますので、ある一定の期間の接続料をフォワードルッキングで決めようということだと思いますけれども、前提となります光のサービスの新規性でございますとか、需要の今後の伸びは今後市場環境の変化に応じて当然変わってくる可能性はあるんだろうと思います。したがって、そういった場合におきまして今ある基準に基づいてそれが将来原価方式が望ましいのか、もしくはそれ以外の実績原価も含めて別の方式が望ましいのか、その時点で判断をしていくということだろうと思います。また、当然のことながら光ファイバの接続料については低廉化をしていくということが私どもとしても望ましいと思っていますので、それとの兼ね合いも含めて環境変化に応じて判断していくことなんだろうと思います。

○根岸部会長 よろしいですか。

○東海臨時委員 ちょっと今の。

○根岸部会長 はい、どうぞ。

○東海臨時委員　　今、関口委員のおっしゃられたことって非常に本質的な問題でございます。まして、宿題としては乖離額制度をこういう形でもってよいか悪いかという判断をしなければならないという宿題の確認をしたんですけれども、その前提として将来原価方式というものをもし新しい方式に変更する。これは必ずしも実績とは限らないのもっと違った方法もあるかもしれませんけれども、いずれにしても新しい展開の中での方式に変えるということも視野に入れるとなるとこの乖離額制度の問題が違った方向に展開するんですね。つまり将来原価方式を前提としてこの乖離額制度という問題と、将来原価方式が変わるということの、この3年間の変わるかもしれないということを前提にして乖離額制度を検討する場合は随分結論が違ってまいります。したがってその乖離額制度の問題だけでなく、将来原価方式がもう3年後でどうだろうかということもある程度見きわめをつけないと判断ができないのではないかという気もしないでもないですね。非常にこれは大きな問題だなという気がいたします。

○根岸部会長　　なるほど。今のご指摘についていかがでしょうか。事務局としては、難しいところだと思いますが、それをお答えは。

○二宮料金サービス課長　　今回の申請3年間でございますので、その先の接続料算定をどうするかについては、まさに「光の道」が今後進んでいく中で環境変化はかなり大きいと思うんですね。したがって現時点で、この段階で、次の次が、どういう算定方法であるべきなのかということについては、必ずしも確定した答えはないんじゃないかと思っておりますけれども。

○東海臨時委員　　ということは、乖離額制度についても今回だけにするのかそうでないかという判断ができない可能性があるということなんですね。

○根岸部会長　　この申請は恒常的にということ申請になったんですね。しかし前回は特例であったということですから、その選択の方法としてはまた幾つかあり得るとは思いますけれども。どうぞ、お願いいたします。

○原口電気通信事業部長　　今回の今申し上げたとおり、次回のときにはどうなるかと一から議論があるのかもしれませんが、今回のご議論に当たってはあくまで将来原価方式ということ前提にご議論いただければと思っております。

○根岸部会長　　よろしいですか。

○関口委員　　基本的には私もそのようには理解しておりますが、ただこの決定が将来を縛るとなると、動きがとれなくなっても困るなという心配があつてですね。まだ先の話

はわからないのは事実であるけれども、違う方式が可能な場合が動きがとりやすいような。ゆとりは持っていないといけないなどは思っています。

○根岸部会長　今おっしゃったようなことも考慮した上で決定をしなければいけないということですよ。

○関口委員　はい。

○根岸部会長　他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○長田委員　なかなか難しくあれなんですけれども、ただ今回検討することで決まったものが結局この先々の「光の道」構想が進んでいくときの我々いわゆる消費者というか、国民への影響を決めていくことに結局はなるんだと思うんですね。それで、算定方式がどうなのか、今回の乖離額調整制度がどうなのかという議論は非常に難しく、なかなか我々に影響がわかりにくいところがあるんですけれども、とても大切な議論だと思いますので、この後ヒアリングを行われたりいろいろするのもかもしれませんが、できるだけわかりやすいご説明を国民にぜひしていただいて、みんなが2015年に「光の道」構想とおっしゃっているのがほんとうにどういう形で我々が2015年を迎えられることになるのかが想定できるような形でご説明いただいて、国民の意見を広く集めていただくということが必要ではないかなと思いますのでよろしくお願いします。

○根岸部会長　ありがとうございました。他にいかがでしょうか。よろしいですか。それでは本件につきましては、諮問された内容を報道発表する他、広く意見の募集を行うということで、本件の意見招請は2回実施するというので、先ほどスケジュール案もいただきましたが、それを踏まえまして、やはり平成22年度中に議論を深めることが本件においても各接続事業者等の利益につながるということでありますので、1回目の招請期間は2月17日までと。提出された意見を踏まえまして2回目の意見招請を行い、この意見招請と並行して、当部会と接続委員会合同による事業者ヒアリングを行うという予定であります。これらを踏まえまして、さらに接続委員会を複数回開催いただきまして、調査・検討いただいた上で、最終的にこの部会で答申をまとめることとしたいと思っております。よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。ではそのように決定したいと思います。合同ヒアリングにつきましては、1回目の意見招請を経た2月22日火曜日に開催するという予定にいたしております。詳細につきましては事務局より連絡をいたしますのでよろしくお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

○根岸部会長　それでは次に諮問第3030号。NTT東西の次世代ネットワークについての接続料の改定につきまして、総務省から説明をお願いいたします。

○二宮料金サービス課長　それでは資料25-4に基づきまして次世代ネットワークに係る接続料の改定についてご説明申し上げたいと思います。ページをおめくりいただきまして、申請概要2ページ目をご覧くださいければと思います。NTT東西のNGN、いわゆるNext Generation Networkでございますけれども、これは平成20年3月末から商用サービスが開始をされているところでございます。同年3月の情通審の答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」それと同年12月の次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会報告書、以下研究会報告書と申しますが、これを踏まえまして、以下の4機能に係りまして平成23年度接続料を算定するため、接続約款の変更を行うものでございます。イメージをわいていただくために、1ページちょっとおめくりいただいて、下の参考の絵をご覧くださいながらお聞きいただければと思いますけれども。この4つの機能につきまして、まずAといたしまして収容局接続機能がございます。他事業者が自らアクセス回線を調達し、またはNTT東西からアクセス回線を借りた上で当該回線をNGNの収容ルータに接続して、NGNを利用する形態でございます。ちょうど下のところに二重丸のPOIが書いてございますけれども、下からつなぎ込んでNGNを利用する形態というものでございます。それからBでございます。絵でいくと左の右の赤い四角でございますが、閉門交換機接続ルーティング伝送機能でございます。電話サービス提供事業者が自網をNTT東西の閉門交換機、IGSといいますけれども、こちらに接続をし、NGNまたはひかり電話網の電話利用者の着信のために利用する形態でございます。それから真ん中あたり、中継局接続機能がございます。他事業者が自らのIP網をNGNのゲートウェイルータに接続してNGNを利用する形態でございます。それから一番右のところ、緑で囲んだものでございますけれども、イーサネットフレーム伝送機能でございます。他事業者が自らのネットワークをNGNイーサネットワークのゲートウェイスイッチに接続をいたしまして、NGNの機能を利用する形態でございます。

今回の主な変更内容でございます。まず収容局接続機能、IGS接続機能、中継局接続機能の3つにつきましてご説明を申し上げます。NGNがサービス開始の日から日が浅く、今後相当の需要の増加が見込まれるサービスでございまして、NGNの平成23年度接続料につきましては、将来原価にて算定することといたしております。また、N

NGNの需要につきましては、今後の新サービスの登場等によりトラフィックが大きく変更する可能性が高いことから、今回の申請案におきましては平成23年度の1年間を算定期間といたしております。具体的には平成21年度の接続会計におけるNGN設備の設備管理運営費をベースにいたしまして、フレッツ光ネクストのユーザー数等に応じた設備構築実績を踏まえて予測をした平成23年度の取得固定資産価額の伸び率等を考慮し、各費用の算定等を行っているところでございます。その結果につきましては、下の表のとおりでございます。総じまして、料金、接続料の低廉化が図られております。一部NTT西の中継局接続機能についてだけ上昇をいたしております。この收容局接続機能につきましては、現在利用されておりますのはNTT利用部門のみでございます。他方、IGS接続機能につきましては東西合わせまして60社が利用しております。さらに中継局接続機能につきましては、東西間の接続のみという状況でございます。ご参考までに申し上げます。なお、今回の申請案では新たに乖離額調整を行うことといたしております。平成21年度における実績収入と実績原価の差額を乖離額として接続料原価に算入することといたしております。これにつきましては別途改めてご説明申し上げたいと思っております。

接続料の算定のフローでございますけれども、昨年度と同様に2つのフローで行っております。最初のフローはNGNを構成する設備別コスト及びひかり電話網のコスト、原価を算定するフローでございます。平成21年度接続会計から推計したコストをベースに算定してをしております。その次のフローといたしましては、コストを機能に配賦をするフローでございます。このコスト配賦につきましては、昨年度の算定と同様の手法によりまして、設備の種類に応じて異なる取り扱いを行っているところでございます。

まず設備別コストの算定でございます。今回の申請案におきまして、平成23年度のNGN及びひかり電話網のコストは平成21年度接続会計における設備管理運営費をベースにいたしまして、平成23年度までの取得固定資産価額の伸び率等を考慮した上で予測・算定をしております。なお、今回の算定におきましては、平成21年度の設定量の実績値をもとに、フレッツ光ネクストのユーザー数等に応じた設備構築実績を踏まえて設備増設を予測することで、平成23年度の取得固定資産価額を算出しているところでございます。その結果が下の表でございます。

次のページでございますが、原価を機能に配賦するフローでございます。関係する機能に対しまして、可能なものについては費用を直課をしております。直課をする設備と

機能につきましては下の表のとおりでございます。これ以外に中継ルータと伝送路につきましては、各機能に共通して利用されているということでございますので、コストを配賦する必要が出てまいります。そのときの配賦のコストドライバといたしまして、従来はポート容量比を物理的な容量比でコストドライバとして活用しておりましたが、今回は実績トラフィック比を採用するというので、申請が上がってきているところでございます。昨年度まで採用しておりましたポート容量比につきましては、各機能に対応した設備の使用可能な物理的容量をもとに算定をするものであるのに対しまして、今回採用いたしますポート実績トラフィック比は各エッジ設備における中継ルータ向けポートに着目する点では同じでございますけれども、今回平成21年度の1年間の当該ポートを通過する全パケット数を集計いたしまして、各ポートの実際のトラフィック（アクティビティ）に基づきまして、配賦の比率を算定したものでございます。

続きまして、QoSと帯域換算を加味する手法でございます。これについても基本的には昨年と同様のやり方でございます。QoSにつきましては、最優先通信と高優先通信につきまして、通信品質を確保するために要求した帯域に上乘せした帯域を確保しておりますので、当該上乘せ帯域を含めてポート容量を観念し費用配賦を行うものでございます。また、次のページでございますけれども、帯域換算係数につきましては、一般的にIP系の装置価格につきましては、帯域差ほどの費用差は生じていない、そういうスケールメリットが働くことに着目をいたしまして、帯域当たりの費用を低減化させたコスト算定を行うものでございます。基準とすべき機種やその価格については昨年度と変動は見られないものでございます。

それから中継ルータと伝送路コストの配賦をした結果でございますけれども、今申し上げた手法に基づきまして、中継ルータと伝送路のコストについて、エッジ設備ごとにその下の四角囲みの計算式によりまして、換算後ポート実績トラフィックを算定した上で、エッジ設備全体の当該換算後ポート実績トラフィックを求め、これに対する各比率で配賦をしているところでございます。なお、NTT東西におきましては、平成23年度より順次地域IP網のトラフィックをNGNヘルト変更するということを予定しておりますけれども、それらの変更も踏まえた上での予測を行っているところでございます。その結果のコストドライバが表のとおりでございます。

さらにSIPサーバのコストの関係する機能への配賦でございますが、SIPサーバにつきましても複数の機能に共通して利用されておりますので、配賦を行うこととして

おりますが、平成21年度の通信実績からひかり電話の増加等を踏まえまして、予測した平成23年度のSIPサーバを用いるサービス別の通信回数を設定しまして、当該通信回数比によりまして、SIPサーバのコストを関係する機能に配賦をしていると。その結果が下の表のとおりでございます。

次のページでございます。ひかり電話網のコストにつきましての留意点でございますけれども、今回の申請案では平成21年度の通信実績からひかり電話の増加等を踏まえて予測をした通信回数及び通信時間を用いまして、NGNのユーザとひかり電話網のひかり電話ユーザの通信とそれ以外に分けて、前者を未アンバンドル機能、後者をIGS接続機能に配賦をし、整理をしたものでございます。以上を含めまして、さらに乖離額の調整も一番下の行に入れ込んだ形で表にしたのがこの接続料原価のまとめでございます。

以上、接続料の原価を計算いたしましたので、最終的な接続料の算定でございますが、アンバンドル機能ごとの接続料につきましては、この今の接続原価を各機能ごとの需要で除するという事で算定をいたします。収容局接続機能につきましては、平成21年度の実績台数からNGNのエリア展開等を踏まえて予測した主要ルータの稼働装置台数。IGS接続機能につきましては、通信回数及び通信時間。中継局接続機能については、ゲートウェイルータの稼働ポート数ということで計算をしましたところ、下の表のとおりでございます。接続料単金についてはピンクの網掛けをしたところでございます。

以上が3つの機能についての接続料算定でございます。最後にイーサネットの接続機能に係る接続料の改定についてご説明を申し上げます。イーサネットにつきましてもNGN機能と同様に1年間の将来原価で算定をしております。平成21年度の接続会計における設備管理運営費をベースにいたしまして、NGNイーサネットの需要及び提供エリアの拡大を踏まえまして予測をした平成23年度の取得固定資産価額の伸び率等を考慮し、各費用の算定等を行っております。その下の表にあります1から4までの各階梯ごとに設定をするものでございます。なお、基本機能でございます本機能の利用に当たっては、接続事業者から要望があった時点で、NTT東西においてシステム改修を行う必要がございますけれども、当該費用はPVCタイプ、いわゆる1対1のみで接続をするタイプの接続事業者間において負担する予定であります。その負担額につきましては、具体的な接続要望を踏まえたシステム改修の詳細等が決まった時点で設定すると。現時点ではまだ決まっていないというものでございます。

接続料算定でございますが、原価の算定フローにつきましては、NGNのイーサネット設備の設備管理運営費をベースにいたしまして、設備構築実績を踏まえて予測した平成23年度の取得固定資産価額の伸び率を考慮した上で各費用の算定等を行っております。その上で10ページのとおり、直接費用が配賦できるものは直課で、伝送路コストにつきましては、関係する階梯別のコストで配賦をしております。その結果が下の表のとおりでございます。

続きまして、これを踏まえた接続料の算定でございます。これに当たりましてはイーサネットサービスに特徴的な要素も踏まえた算定方法を昨年同様行っております。今回の申請案におきましても、MA内の設備、県内中継設備の需要について昨年度の算定同様にPVC換算係数、帯域換算係数、逓減的な料金体系及びバルク型料金体系の採用という措置を講じております。

順々にご説明申し上げますが、PVC換算係数につきましては、アクセス回線からPOIまでの全区間で契約帯域と同帯域のネットワークを使用するPVCに比べまして、網内折り返しが可能となりますCUG、複数帯域間で接続可能なサービスでございますが、これについては契約帯域に対するネットワークの使用帯域が相対的に小さいという点に着目いたしまして、算定を行うものでございまして、平成23年度の契約数予測に基づき設定をしております。その結果が下の表のとおりでございます。

それから、帯域換算係数につきましては、先ほどもございましたが、IP系の装置価格のスケールメリットの結果、昨年度と同様にシスコシステムズ社のCatalyst 6504という商品のポート帯域とポート単価から帯域とコストの関係式を推定いたしまして、設定をしているところでございます。

さらに逓減的な料金体系についてでございますけれども、これについてはまず単位帯域当たり1メガビット当たりの料金を求めた上で、2)の帯域換算に用いました係数を乗じることによりまして、逓減的な料金設定を行うものでございます。例えば申し上げますと、100メガの接続料は10メガの約2.7倍と。10倍の容量であれば2.7倍、100倍であれば7.4倍、1,000倍だと20倍という形で計算をすることとなります。

それからバルク型料金体系につきましては、帯域換算係数と同様の考え方によりまして、事業者ごとに利用している個別の回線ごとの足し上げで設定するのではなく、全体をまとめた帯域で設定すると。具体的に申しますと同一事業者が同一MA内で50、7

0、80メガの3回線を使用している場合には50メガ、70メガ、80メガの商品の料金を単純に足し上げるのではなく、200メガの帯域に相当するMA内の料金を設定するというごさいます。

以上を踏まえて接続料の算定でございすが、まずアクセス回線につきましては、局内メディアコンバータ等のコストを総アクセス回線数で除し、加入光ファイバ接続料を加算し、算定をいたしてございす。MA内設備につきましてはMA内設備の単位帯域当たりの料金に各品目の換算後帯域を乗じて算定。県内中継設備についても同様。ゲートウェイスイッチについてはゲートウェイスイッチ台数で除して算定をしております。結果は右の表でございまして、アクセス回線とゲートウェイスイッチはそのままピンクのところて接続料が出てまいっておりますが、MA内設備と県内中継設備については単位当たりの接続料をその下の表でございすけれども、それぞれの品目ごとに接続料を算定した結果でございす。

以上、接続料算定についてでございすが、その次のページ13ページに乖離額調整制度についてまた取り上げてございす。今回の接続約款の変更案におきましては、以下の調整額に係る2つの事項について申請がなされてるところでございす。1つは平成23年度以降の実績値におきます差額について平成25年度以降の接続料原価に算入をすると。NGNの4機能全てについて規定をしております。これはある意味将来に向けた乖離額の調整ということてございす。もう1つにつきましては、平成21年度の実績値における差額について平成23年度の接続料原価に算入するということてございまして、これは先ほどご説明しましたとおり乖離額調整を含めた接続料算定の結果が申請されているところてございす。

以下、2つのパラグラフにつきましては、光ファイバの乖離額調整と表記は全く同じでございすので、その先でございすが、平成20年度以降の加入光ファイバ接続料につきましては、政策的要請を踏まえた3年間の需要予測を行っていること及びこれに関する予測と実績の乖離をNTT東西のみに負担させることは適当でないという考え方によりまして、乖離額調整を行うことが特例的に認められた経緯があるところてございす。

以上を踏まえて、今回の申請案における上記①の調整につきましては、将来原価方式において発生する乖離額の適切な回収についての考え方、さらには将来原価方式の算定期間が1年間であるということ。NTT東西に起因しないリスクがどの程度存在す

るかといったことを踏まえて検討する必要がある、その要否の判断につきましては意見招請結果等を踏まえて行うことが適当と考えております。また、過去分の乖離額のかかる上記②の調整に関しましては、当該年度の接続料が1年間の接続原価で行われていることを踏まえ、前述の検討と一体的に検討するとともに、既に認可済みの平成21年度の接続料について、事後的に乖離額を調整するという点を踏まえて検討・判断することが適当であるとしております。

以上を踏まえまして審査結果でございますが、2番目の項目につきましては乖離額調整制度の扱いについて保留とするということで、一部保留にしております。次のページ、16項目めでございますけれども、これにつきましても乖離額調整制度の扱いについて保留ということでございます。18については適でございます。

その次のページの別紙でございますが、本件申請につきましては、将来原価方式の乖離額調整制度が盛り込まれており、これは現行接続料規則上認められていないため、当規則第3条の許可を求める申請が本件申請と併せ行われております。将来原価方式に乖離額調整制度を導入することについては、将来原価方式において発生する乖離額の適切な回収についての考え方、将来原価の算定期間が1年であること、NTT東西に起因しないリスクがどの程度存在するかを踏まえ、その適否を判断することが必要であり、意見招請の結果を踏まえて行うことが適当であるという趣旨を説明しているところでございます。

最後にスタックテストでございますけれども、参考資料をおめくりいただければと思います。スタックテストの概要につきましては、先ほどヒストリカルのところでも申し上げたとおりでございますが、この対象といたしましてはフレッツ光ネクスト、ひかり電話、及びビジネスイーサワイドの3区分としているところでございます。

検証の結果でございますけれども、3ページをご覧くださいますと、フレッツ光ネクスト、ひかり電話につきましては、営業費相当分は基準値を上回り、かつ全てのサービスメニューにおいて利用者料金が接続料を上回っておりますので、接続料が不適正であるとは認められないと考えられます。また、ビジネスイーサワイドにつきましては、2点ほど留意点がありますけれども、結論を申し上げますと不適正であるとは認められないというものでございます。留意点は下の括弧にあるとおりでございますけれども、NTT東西が提供いたしますビジネスイーサワイドにつきましては、CUGタイプの利用者料金のみを設定してございまして、PVCタイプの利用者料金を設定していないというこ

とでございます。またさらに接続料とは料金設定の単位や対象に違いがあるということ
でございますけれども、その括弧の記述にあるとおり、修正をし、検証をしたところ、
不適正であるとは認められないという結論に至っているところでございます。以上、説
明でございました。

○根岸部会長　ありがとうございました。それでは、ただいまの次世代ネットワークに
つきまして、平成23年度の接続料の改定について、一部保留ということでの諮問とい
うことになっております。どうぞ、ご質問、ご意見ございませんか。お願いいたします。
いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましても先ほどのものと基本的には同じでありまして、意見招
請を2回実施するという事で、これも先ほどの議題と関連しております。また平成2
2年度中に議論を深めることが各接続事業者等の利益につながるというところから、1
回目の意見招請期間は2月17日まで。提出された意見を踏まえまして、2回目の意見
招請を行ってから接続委員会において調査・検討をいただいた上で当部会で最終的に答
申をまとめることにしたいと思っております。よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。

○根岸部会長　それでは、次に参りまして、次は諮問第3031号。電気通信事業法施
行規則等の一部改正について、総務省から説明をお願いいたします。

○吉田料金サービス課企画官　それでは、資料25-5に従いまして説明させていただきます。
めぐりまして1枚目。諮問書でございます。電気通信事業法の関係の規定による
省令委任事項を定めるため、電気通信事業法施行規則等の一部を改正することとした
いということで、諮問をさせていただくものでございます。

めぐりまして2ページ目からでございます。今回の電気通信事業法施行規則等の一部
改正について、まず改正の背景でございます。総務省では平成21年10月からグロー
バル時代におけるICT政策に関するタスクフォースを開催し、いわゆる「光の道」構
想の実現に向けた検討を行ってきたところでございます。この検討におきまして、ユニ
バーサルサービス制度については、早期に「光の道」を実現するためにはメタルの加入
電話の提供義務が「光の道」の中心的技術となる光ファイバの整備に抑制的な影響を与
える可能性を回避することが必要であり、ユニバーサルサービスの対象を加入電話又は
加入電話に相当する光IP電話と変更することにより、NTT東西に自由度を付与し、
二重投資を回避できるようにすることが適当とされました。これを受けまして、ブロー

ドバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方について、平成22年7月に情報通信審議会に諮問が行われまして、昨年12月14日に加入電話に相当する光IP電話を基礎的電気通信役務の対象とすること及びその具体的な対象範囲等につきまして、答申を受けたところでございます。今回の電気通信事業法施行規則等の一部改正は、この答申を踏まえまして、加入電話に相当する光IP電話を基礎的電気通信役務すなわちユニバーサルサービスの対象とすること等に関し、所要の改正を行うこととするものでございます。

それで、まず改正の対象となる省令でございますが、電気通信事業法施行規則の一部改正。内容についてはこの後ご説明させていただきます。その他に、めぐりまして3ページ目でございますが、事業用電気通信設備規則、基礎的電気通信役務提供に係る交付金及び負担金算定等規則、電気通信事業会計規則、電気通信事業報告規則の改正をそれぞれ行うこととしております。また、全体の附則といたしまして、施行期日、経過措置等を置くこととしております。

続きまして、この改正の概要でございます。4ページ目をご覧ください。まず、電気通信事業法施行規則の一部改正の部分でございます。1番目が加入電話に相当する光IP電話の基礎的電気通信役務への追加についてでございます。これにつきましては、先ほど説明しました12月の情通審答申を踏まえまして、基礎的電気通信役務の対象となる光IP電話の範囲を次のとおりとして定めるものでございます。

以下、青枠の部分に規定する省令の内容を示しまして、その下の黄色の部分に12月の情通審答申の該当部分をお示ししております。内容でございますが、まず1番目に加入電話を提供する者が提供する電気通信役務であることを要件としております。これは答申の18、19ページ抜粋とされております内容に沿って規定しているものでございます。2番目に0AB～J番号を使用する音声伝送役務であることを要件としております。これは答申の10ページ抜粋という部分の内容に沿ったものでございます。3番目に固定端末系伝送路設備に係る回線の全ての区間が光信号伝送用であるものということをや要件としております。これにつきましては5ページ目でございますが、答申の6ページ抜粋としております部分の趣旨を踏まえまして、答申の27ページ抜粋の内容に沿ったものとして規定をしております。

なお、この部分につきましては、備考といたしまして今回の省令改正に当たって、整理した点を記載しております。1つ目は共同住宅等内におけるVDSL設備等の取扱い

という点でございまして、マンション等の共同住宅等までの間は光ファイバを利用して、共同住宅等の中でVDSL設備等により提供されるサービスにつきましては、従来から電気通信事業法施行規則におきまして、FTTHアクセスサービスと位置づけているということもございまして、今回の改正においても基礎的電気通信役務の対象となる光IP電話に含めるということとさせていただきます。

2点目はこのFTTHとそれ以外の技術によるもの、具体的に言うとHFCを使っている場合が対象になりますが、これを併せて一のサービスとして提供している場合の取扱いということでございます。このIP電話サービスの提供に当たっては、全てを自ら設置した回線を使用するというのではなくて、他の電気通信事業者の足回り回線を利用することがございます。現在、こうしたIP電話サービスの提供に当たり、足回り回線がHFCかFTTHであるかを問わず、契約約款等において一の種類のサービスとして提供されている場合がございます。これは具体的に言いますと、ケーブルテレビの回線を足回り回線として使用して、IP電話のサービスを提供するというものでございまして、KDDI等が提供しているものでございます。こうした場合、仮にFTTHを利用した部分のみを基礎的電気通信役務の対象といたしますと、事業者の方で一の種類のサービスとして提供されているものの中で、規制が異なるということになりまして、必ずしも規制の適用の在り方として妥当ではないかという点がございます。したがってこうした場合には契約約款等におけるサービスの種類を単位として規制の適用を定めることとし、その一の種類のサービスの大部分がFTTHである場合を除き、当該サービス全体を基礎的電気通信役務の対象とはしないこととするという取扱いをさせていただくという案にしております。

続きまして4番目の点でございまして、基本料金の額が次のいずれかであることということでございまして、1番目としてNTT東西がこれに当たりますけれども、適格電気通信事業者が提供する加入電話の住宅用基本料額の最高額、現在1,700円になっておりますが、これを超えないものであること。2番目といたしまして、自治体IRU地域においては適格電気通信事業者の提供する加入電話の住宅用基本料額の最高額に当該額の1割に相当する額を加えた額未満であること。3番目といたしまして、当該光電話役務の提供区域における当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る事情、提供の方法等から見て、上記(1)または(2)に相当するものとして、別に告示で定めるものという基準を設けてございます。これは答申15ページ抜粋という部分に書か

れております内容に沿って規定したものでございます。

なお、今回の省令化に当たりまして、備考といたしまして整理した点を6ページに記載してございます。1つ目が基本料金の定義ということでございまして、利用者が電気通信役務の利用の程度にかかわらず、支払いを要する1月当たりの料金とする、括弧でつけておりますが、1月に1回の支払い方法でない場合には、この1月当たりに換算した額となるという点。それから付加的な機能や、これに類するものの料金は含めないこととするという点でございます。

2番目に自治体IRUの定義といたしまして、地方公共団体、これには第三セクターも含むとしておりますが、地方公共団体が所有する電気通信設備に長期かつ安定的な使用権を設定することにより提供されるものとするとしております。

3番目が光IP電話が他のサービスと併せて提供されている場合の取扱いという点でございます。光IP電話の提供に当たりましては、光IP電話以外のサービスの利用契約が必要な場合。例えば光IP電話を契約するためにはブロードバンドサービスの利用契約が必要となるといった場合。それから自治体IRU地域において、自治体等が提供するサービスの利用を契約をしなければいけないといった場合がございます。こうした場合には、今の基本料額の基準につきましては光IP電話の基本料金の額とその他のサービスの基本料金の額を合算した額につきまして、(1)の場合であれば1,700円以下、(2)の自治体IRU地域の場合であれば、この1,870円未満を基礎的電気通信役務の対象とするという取扱いを定めてございます。また、複数回線利用が必要となる場合等で一の利用者が最低支払わなければならない料金が1,700円を超える場合、例えば最低3回線の利用契約が必要であって、月額の基本料金の額が3,000円といった場合は、1回線当たりということであれば1,000円ということになりますけれども、最低支払わなければならない料金は3,000円ということですので、こういったものにつきましては基礎的電気通信役務の対象とはしないということでございます。

また、この(3)の要件を設ける趣旨でございますが、この自治体IRU地域では自治体等の光ファイバを使用して自治体等と光IP電話提供事業者が連携してサービスを行い、光IP電話の提供に当たっては、自治体等が提供する他のサービス、例えば市町村域内の無料電話サービスや、自治体からの情報を伝達するIP告知などのサービスの契約を必要とする場合が多いことが挙げられます。このような場合につきましては、他のサービスを提供する自治体等の側の事情で限界的な事例が生じることが考えられます。

例えばユニバーサルサービスとして扱うようになったサービスが、自治体側が提供するサービスの変更によってこの（１）、（２）の基準を厳密に適用すると、途中でユニバーサルサービスではなくなってしまうような場合が例として挙げられるかと思えますけれども、制度の円滑な運用を図る観点から当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る事情、提供の方法等から見て、上記（１）または（２）に相当する場合には、別に告示を行うことにより基礎的電気通信役務の対象とし得るものであるということで、この規定を設けているものでございます。

以上の点につきまして、クリップをお外しいたしまして、これを条文にしたものが、条文の新旧対照表の１２ページ、１３ページに規定されてございます。この１２ページの第３号からが、この加入電話に相当する光ＩＰ電話の基礎的電気通信役務の追加の部分でございますが、まず最初の柱書き、「第１号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者が」と書かれている部分がこの４ページの要件の①として説明した部分でございます。それから少しいきまして、３行目から「電気通信番号規則第９条第１項第１号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る」としてある部分。これが先ほど②の要件として説明しました０ＡＢ～Ｊ番号を使用する音声伝送役務であるという点を示しております。それから３番目の固定端末系伝送路設備に係る回線の全ての区間が光信号伝送用であるものという要件は、この柱書きの部分、「インターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備（当該設備に係る回線の全ての区間が光信号伝送用であるもの）」という部分でございます。その下の括弧の「共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるものを含む」という点が③の説明資料の５ページの備考の１番目で説明させていただいたところでございます。その３行ほど先の括弧書き、「当該電気通信役務がその他の電気通信役務と併せて一の種類の電気通信役務として提供されている場合であつて、当該一の種類の電気通信役務に係る固定端末系伝送路設備の大部分がインターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備で提供されているときは、当該一の種類の電気通信役務に係るものを含み、それ以外のときは、その種類の電気通信役務に係るものを除く」と。ちょっと長くなっておりますが、この規定の部分が先ほど５ページの備考の２番目でご説明させていただいた点を規定したものでございます。

それからその先の（１）、（２）、（３）と書いてある部分が、基本料金の額が次のいずれかであることという要件の４番目に当たる部分でございます。最初の基本料金の下

の括弧書き、「利用者が電気通信役務の利用の程度にかかわらず支払を要する一月当たりの料金（付加的な機能に係るものその他これに類するものを除く）をいう」というのがこの6ページの備考の1番目で書いてある部分でございます。

それから12ページの最後の括弧書きの部分、「当該光電話役務の契約において、当該光電話役務以外の役務の契約が必要とされる場合にあつては、当該他の役務契約により使用者が支払うこととなる基本料金を合算した額とする」という点は6ページの備考の3番目で記載いたしました光IP電話が他のサービスと併せて提供されている場合には合算した額で取扱いを行うという点を規定したものでございます。

それから（2）の「地方公共団体（地方公共団体が出資する法人を含む）が所有する電気通信設備に長期かつ安定的な使用権を設定することにより提供される電気通信役務であつて」という部分がこの④の備考の2番目の自治体IRUの定義に当たる部分でございます。以上がまずこの第14条の改正についてのご説明でございます。

続きまして、第14条の2、基礎的電気通信役務の提供方法等の報告についてでございますが、内容につきましては概要説明資料の7ページに書いてございます。利用者が第14条第3号に規定すべき光IP電話の提供を受けるために他事業者の役務契約が必要となる場合は、当該光IP電話を提供する電気通信事業者は当該光IP電話の提供の方法、提供を行う区域等について、実施の30日前までに総務大臣に報告するものとするという点でございます。

この規定を設ける趣旨でございますが、先ほどご説明しましたとおり、光IP電話の提供を受けるために、他事業者の役務契約が必要となる場合につきましては、これを合算した額で判断をするということになっておりますけれども、この合算した額が基準になっているかどうかを総務大臣が確認できるように役務契約が必要となる事業者の名称等も含め、当該サービスの提供方法、提供を行う区域等についての報告をしていただくということを規定するものでございます。

続きまして法第25条の提供義務との関係の明確化等という点でございますが、条文でいきますと14ページにございます第22条の2でございます。電気通信事業法第25条第1項は、8ページの上のほうに明朝体で記載しておりますけれども、基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければ、その業務区域における基礎的電気通信役務の提供を拒んではならないという規定でございますが、この点に関しまして、7ページの答申19ページ頁抜粋でございますけれども、情報通信審議会答

申では今回のユニバーサルサービス制度の見直しにより、加入電話に相当する光 I P 電話を提供できる地域において、加入電話の新規提供を行わないこととする場合には、この規定と齟齬をきたさない方策を検討することが望ましいと考えられるとしております。これを受けまして、この法第 2 5 条第 1 項の基礎的電気通信役務の提供は、第 1 4 条第 3 号に規定する光 I P 電話を提供する電気通信事業者においては、当該光 I P 電話を提供すれば足りることとするという点を第 2 2 条の 2 といたしまして規定したものでございます。

また、基礎的電気通信役務の提供を加入電話に代えて光 I P 電話により行う場合は、これは利用者に与える影響が大きいということもございまして、光 I P 電話の提供区域等についてあらかじめ相当な期間の前までに総務大臣に報告するものとするという規定を置くこととしております。以上が第 2 2 条の 2 の第 1 項、第 2 項の関係でございます。

この後、条文の関係改正部分は第 2 7 条の 5、1 5 ページ、それから 1 6 ページでございますが、これは次にご説明する事業用電気通信設備規則の改正と関連して行う改正でございます。それから第 4 0 条の 4 の 2 の改正は関係規定の整備でございます。

それから条文でいきますと 1 7 ページの第 4 0 条の 6 の改正部分でございますが、これは適格電気通信事業者に関する規定の整備ということでございまして、内容については 8 ページの資料をご覧くださいと思います。答申を踏まえ、適格電気通信事業者が基礎的電気通信役務の対象となる光 I P 電話を提供する場合における業務区域の範囲、基礎的電気通信役務収支表の内容を定めるものでございます。具体的には適格電気通信事業者の加入電話の業務区域において、都道府県の区域における提供可能な割合が全ての世帯数に占める割合が 1 0 0 分の 1 0 0 とする基準を加入電話又は第 1 4 条第 3 号に規定する光 I P 電話により、この 1 0 0 分の 1 0 0 という基準を満たせばよいこととするというものでございます。

また、この適格電気通信事業者が毎事業年度経過後 5 月以内に提出する基礎的電気通信役務収支表について第 1 4 条第 3 号の光 I P 電話に係る収支の区分を設けることとするという点は、この後出てきます様式第 3 8 の 2 でございます。また、その他の様式は、前にご説明いたしました各規定を受けて様式を定めるものでございます。以上が電気通信事業法施行規則の改正部分でございます。

続きまして、事業用電気通信設備規則の一部改正でございますが、これは加入電話に相当する光 I P 電話を基礎的電気通信役務の対象とすることに伴い、実質的な改正とい

うよりは規定の整備を行うということで改正するものでございます。内容といたしましては、条文でいきますと22ページからが事業用電気通信設備規則の改正でございますが、この第5節の部分、第4章が基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備となっておりますけれども、従来、この中の第5節でアナログ電話用設備とされていた部分を今回光IP電話が追加になるということで音声伝送役務の提供の用に供する電気通信回線設備という形に変更しております、これに伴い必要な規定の準用を行い、その他所要の規定の整備を行うものでございます。

それからその先の26ページ以降でございますが、26ページは基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の改正。27ページは電気通信事業会計規則の改正でございますが、いずれも規定の整備等でございます。

それから28ページ以降が電気通信事業報告規則の改正でございます、内容といたしましては、まず様式の第4と書いてあるところにつきましては、優先電話契約数の報告について。それから30ページになりますが、様式第5の部分につきましてはIP電話契約数の報告についての規定を定めるものでございます。

最後に附則の関係でございます。附則におきましては、この省令の施行日を定めるとともに経過措置等として、施行に当たり、基礎的電気通信役務の対象となる光IP電話を提供する場合における契約約款の提出を3月以内に行われなければならないこととすること、当該光IP電話の料金について、その円滑な移行を図る等の観点から当分の間、利用者の利益の保護が特に必要な場合に減免を許容すること等を規定することとしております。

また今後の検討といたしまして、附則の最後、第7項のところでございますが、第14条第3号に規定する基礎的電気通信役務の対象となる光IP電話の範囲について、その提供の状況、市場環境の変化等を勘案して必要な見直しを行うとともに、この省令の施行後3年を目途に新制度全般の見直しを行うこと等について規定するとしております。なお、附則の部分の関連する説明・答申はこの9ページ、10ページに示しているところでございます。長くなりましたが、以上でございます。

○根岸部会長　ありがとうございます。それではただいまの説明につきまして、どうぞご質問、ご意見ございませんでしょうか。よろしいですか。はい、ありがとうございました。

それでは、本件につきましては議事規則の規定に従いまして、諮問された内容を報道

発表する他、広く意見の募集を行うことといたします。本件の意見招請期間は2月24日木曜日までということにいたします。提出された意見を踏まえまして、ユニバーサルサービス委員会において調査・検討をいただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることにしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

○根岸部会長　　ありがとうございました。では、そのように決定いたします。

○根岸部会長　　それでは本日の審議は終了いたしました。委員の皆様あるいは事務局から何かございましたら。よろしいですか。

それでは、本日の会議はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

閉　　会